

I T E R調達活動における
N B安全機器の設計・検討に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
I T E Rプロジェクト部
N B加熱開発グループ[°]

1. 件名

I T E R調達活動におけるN B安全機器の設計・検討に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「Q S T」という。）那珂フュージョン科学技術研究所I T E Rプロジェクト部において実施しているI T E R調達活動における中性粒子入射装置（N B I）の1 0 0万ボルト高電圧機器の調達に関して、I T E Rのトリチウム閉じ込め境界に指定されており高い品質保証を要求される安全機器の基本設計及び規格の検討・作成並びに機器の輸出手続及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

（1）N B安全機器の設計・検討に関わる作業

- ① I T E R機構から入手する関連資料（英文）の調査作業
- ②要求事項の洗い出し及び不明点のとりまとめ作業

（2）N B安全機器に使用する絶縁材の規格に関する検討作業

- ① 絶縁材に適用される規格検討作業
- ② 絶縁材の構造規格化検討に必要な試験の検討・結果のとりまとめ作業
- ③ その他絶縁材の構造規格化作業に付随する検討結果のとりまとめ作業

（3）N B機器設計に要求される品質保証・管理作業

- ① 品質保証・管理の調査作業
- ② 品質保証・管理における監査対応
- ③ C Eマーキング取得の要求範囲の調査作業

（4）N B機器の輸送事務手続に関する作業

- ① 輸送手続に関する資料（パッキングリスト、インボイス、通関書類等）の確認作業
- ② 機器通関に関するI T E R機構への依頼作業
- ③ 輸出の工程管理作業

（5）機器製作メーカー等での立会い等

- ① 上記（1）～（4）に関連する製作メーカー工場内の立会試験参加
- ② 上記（1）～（4）に関連する製作メーカー・欧州関係機との会合への参加。これらの会合に際し、Q S T担当者から指示があった場合は、関連メーカーやI T E Rサイト（フランス）及びN B実機試験施設（N B T F）サイト（イタリア）等国内外に出張し、現地にて会合に参加すること。

（6）その他

- ① 上記（1）～（5）に関連する業務で必要となる外注用仕様書作成及び契約の作業管理
- ② 上記（1）～（3）に関連する業務を円滑に進めるために必要となる調達機器の技術管理、及び品質管理の監査に関わる業務
- ③ 上記（1）～（5）に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの
- ④ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること
- ⑤ NB 加熱機器及び関連する調達機器の設計検討作業

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

（1）派遣期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（2）業務日及び業務時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

9：00～17：30（休憩時間12：00～13：00）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

（3）人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITERプロジェクト部NB加熱開発グループ

住所：茨城県那珂市向山801番地1

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL：029-210-2831

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITERプロジェクト部 NB加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITERプロジェクト部 NB加熱開発グループリーダー

9. 必要な要件

- (1) ISO 9001に基づいた品質保証・品質管理・生産管理に携わった経験を有し、それに関する資格 (IRCA品質マネジメントシステム内部監査員相当) を有すること。
- (2) JIS規格に基づいて、絶縁材料の開発に携わった経験を有すること。
- (3) 海外へ機器の輸出入手続に携わった経験を有すること。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト (MS-Word、MS-Excel) を用いて文書を作成することが可能であること。
- (5) 業務を遂行する上で必要となる英文の読み書き及び英語によるメールのやり取りが可能であること。
- (6) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能であること (日本語を母語とするか、日本語能力検定N1に合格していること)。

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は60歳以上の者に限定するか否かの別:

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない」。

11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち(1)～(5)については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課)～各1部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記(3)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇

用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3. 検査

毎月履行完了後、Q S T職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) Q S Tの業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外（海外を含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、Q S Tが核融合研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められる I T E R 計画の我が国の実施機関に指定されていることを認識し、Q S Tの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQ S Tに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを量研と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、Q S Tの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、Q S T外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、Q S Tと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上